

公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。
平成30年2月13日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長 中川原 章

1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 物 件 名 | 佐賀県医療センター好生館における複写等サービス提供業務 |
| (2) 仕 様 等 | 「仕様書」のとおり |
| (3) 契 約 期 間 | 平成30年4月1日～平成35年3月31日 |
| (4) 履 行 場 所 | 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400番地 佐賀県医療センター好生館 |

2 入札参加資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たし、かつ地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館理事長による入札参加資格の確認を受けた者でなければ、本入札に参加することができない。

なお、入札参加資格の確認のため、佐賀県警察本部に照会を行う場合がある。

- (1) 佐賀県の「物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有する者であること。
- (2) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第2条第5項に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第172号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始または民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形または小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、行政機関が発注する物品の調達に関して、入札参加資格を停止する措置を受けている者でないこと。
- (6) 過去3年以内において、複写機・複合機を1事業所で30台以上のサービス役務提供実績があること。
- (7) 財団法人日本情報処理開発協会認定のプライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメント（ISMS）設定基準に基づく認証を取得していること。
- (8) 自己または自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと、および次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - ⑥ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続に関する事項

- (1) 担当部署
佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400番地 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課契約係
電 話0952-28-1153（直通） FAX0952-29-9390
- (2) 関係書類の交付期間および交付方法
平成30年2月13日から平成30年2月19日まで、佐賀県医療センター好生館ホームページ（<http://www.koseikan.jp>）に掲載するとともに、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時までの間、3（1）の部署で随時交付する。
- (3) 入札説明会 実施しない。
- (4) 入札参加資格の確認
 - ① 本入札への参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添付のうえ、平成30年2月19日午後5時までに、持参または郵送により、3（1）の部署に提出すること。
 - ② 提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者は、本入札に参加することができない。
 - ③ 提出した入札参加資格確認申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、必要に応じ、追加で書類、資料等の提出を求めることがある。
 - ④ 入札参加資格の確認結果は、提出された書類を審査のうえ、平成30年2月21日を目処に通知する。
- (5) 入札参加資格の喪失
入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を有すると認められた者が3（4）④の通知の日から入札の日時までに次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札参加資格を喪失する。

- ① 仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始または民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
 - ② 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札参加資格者の業務執行が困難と見込まれるとき。
 - ③ その他本業務に着手し、または本業務を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。
- (6) 入札・開札の日時および場所 平成30年2月22日 午後11時30分
佐賀県医療センター好生館 2階 多目的ホールB
- (7) 入札書の提出方法
入札書は封筒に入れかつ密封し、3(1)の部署に持参すること。なお、3(6)の期限までに3(1)の部署に必着とし、期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封しない。また、「佐賀県医療センター好生館における複写等サービス提供業務入札書在中」と朱書きすること。
- (8) 入札に関する事項
- ① 入札は、入札参加資格者またはその代理人が行うものとする。
ただし、代理人が行う場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
 - ② 入札書には、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に108分の100を乗じて得た金額を記入すること。
 - ③ 入札金額の表示はアラビア数字を用い、頭書に「金」を、末尾に「円」を記入し、または頭書に「¥」の記号を、末尾に「一」の記号を付記すること。
- (9) 開札に関する事項
入札を行った入札参加資格者またはその代理人は、開札に立ち会わなければならない。
- (10) 交渉権者および交渉順位の決定方法
- ① 予定価格の制限の範囲内をもって入札を行った者を契約の交渉権者とする。
なお、第1回目の入札で、予定価格の制限の範囲内をもって入札を行った者がいない場合は、再度入札(第1回目を含め2回を限度)を行う。
 - ② 交渉権者が複数ある場合は、入札金額の低い者から順に交渉順位を付する。
 - ③ 交渉権者の入札金額によっては、その者より本業務に係る契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、またはその者と本業務に係る契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、その者を交渉権者から除外することがある。
- (11) 交渉の実施および契約の相手方の決定
- ① 交渉権者及び交渉順位が決定したときは、直ちに最高順位の交渉権者と価格交渉を行う。
 - ② 交渉権者との交渉の結果、契約価格が決定した場合には、その者を契約の相手方とする。
なお、この場合には、当該交渉権者は、契約金額確認書を提出しなければならない。
 - ③ 交渉権者またはその代理人との交渉が不調となり契約締結の見込みがないと判断した場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行い、契約額および契約者を決定することができる。
- (12) 入札の無効
次のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。
- ① 入札参加資格の確認において虚偽の申告を行った者
 - ② 入札参加資格のない者
 - ③ 本入札について不正行為を行った者
 - ④ 入札書の金額、氏名および印影について、誤脱し、または判読不可能なものを提出した者
 - ⑤ 入札書の文字および記号について、消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
 - ⑥ 入札金額の記載において、3(9)③の要件を満たさない入札書を提出した者
 - ⑦ 金額を訂正した入札書を提出した者
 - ⑧ 誤字、脱字等により意思表示の内容が不明瞭である入札書を提出した者
 - ⑨ 民法(明治29年法律第89号)第95条により無効であると認められる入札書を提出した者
 - ⑩ 1人で2以上の入札を行った者
 - ⑪ 代理人でその資格のない者
 - ⑫ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者
- (13) 入札書等の書換え等
入札参加資格者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (14) 入札の中止
次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。
なお、この場合の損害は、入札参加資格者の負担とする。
- ① 天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができないとき。
 - ② 入札参加資格者およびこれに関係する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、または行おうとしているとき。

4 その他

- (1) 入札および契約の手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成の要否 要
- (3) 契約保証金
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第18条第1項第3号の規定により免除する。
- (4) 再委託の禁止

あらかじめ法人の書面による承諾を得た場合を除き、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

(5) 個人情報の保護

佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）を遵守すること。

(6) 提出された書類、資料等の取り扱い

提出された書類、資料等は返却しない。

なお、提出された書類、資料等は、本入札の目的以外の目的には使用しない。

(7) 談合情報

① 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

② 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として、改めて公告をし、入札を行うものとする。

(8) その他

本入札の執行については、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館会計規程および地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則の定めるところによる。